

### <類型Ⅰ 公共施設等運営事業型>

- PFI法に基づく公共施設等運営事業として実施されるもの。
- PFI法の適用実績をつくり、コンセッション契約等の事例を積み重ねることで、さらなる適用を促す。

### <類型Ⅱ 官民連携インフラファンド活用型>

- 現在、国において検討中の、PFI事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンドによる資金調達を想定するもの。
- 対象となる事業は、PFI事業のうち、独立採算型及び混合型の事業となる。（詳細については、別添資料3参照）

### <類型Ⅲ 公的不動産利活用型> (※)

- 公共と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用するもの。
- 公的不動産の利活用に係る民間からの自由な提案を募り、事業を官民連携で企画することにより、公共の財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することが期待できる。
- 公的不動産の利活用について、企画段階から民間事業者が関わることにより、地域の「価値」や住民満足度をより高める事業が期待できる。

### <類型Ⅳ エリア開発推進型>

- 公共と民間事業者が一体的なコンセプトの下で、民間の知恵・人材・資金を活かし、複数の施設の整備・運営や核となる施設とその周辺地域の整備・運営等を推進し、地域の魅力向上を図るもの。
- 核となる施設の整備・運営を周辺開発と併せて官民で連携して実施することで、施設単体での事業化と比して事業化を容易としたり、全体としての事業価値の向上を図る。
- 民間の知恵・人材・資金を活かすことで、公共施設の整備効果やその利用価値の向上による地域の持続的な振興・発展が期待できる。

### <類型Ⅴ 包括マネジメント型>

- 公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行うもの。
- 発注する主体は、単一の公共主体である場合もあれば、複数の公共主体による場合も考えられる。
- 各種公共施設等での維持管理・更新の包括委託から、ニュータウン更新等の大規模な事業まで、幅広く想定される。

### <類型Ⅵ 付帯事業活用型>

- 公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行うもの。
- 既にある余剰資産・未利用資源等の活用だけでなく、民間事業者の創意工夫により、未利用資源等を生み出して活用することも考えられる。
- 収益を本来施設のサービス向上等に還元することも考えられる。

### <類型Ⅶ その他の先導的事業>

- これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業。

(※)平成25年度第2次募集より新設